

千葉市花見川区告示第20号

次の介護保険料に係る書類を別紙記載の方に送達すべきところ住所及び居所が明らかでないので、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第1項の規定により告示します。

これらの書類は、花見川区役所保健福祉センター高齢障害支援課に保管しておりますので、送達を受けるべき方の申出により随時交付します。

なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により送達があったものとみなされます。

令和8年8月18日

千葉市花見川区長 足立 憲彦

年度	保険料名	書類名	件数	この告示による納期限
8	介護保険料	保険料決定・変更通知書	6件	令和8年8月31日

公 示 送 達 書 保險料決定・変更通知書

令和 8年 8月18日
P. 1

花見川区

[illegible]